

岬町告示第19号

広報岬だより作成業務にかかる公募型プロポーザルを下記のとおり実施する。

令和8年4月3日

岬町長 田代 堯

1 プロポーザルに付する事項	
(1) 業務名称	広報岬だより作成業務
(2) 契約期間	令和8年6月1日(月)から令和11年6月30日(土)まで (広報岬だより令和8年8月号～令和11年7月号)
(3) 業務内容	広報岬だよりの編集・原稿入力・納品を行う。 ※(別紙)広報岬だより作成業務にかかる公募型プロポーザル実施要領参照
2 日程及び場所	
(1) 説明会	実施しない
(2) 申請書の配布場所	岬町ホームページよりダウンロード
(3) 申請書の配布期間	令和8年4月6日(月)から4月13日(月)まで
(4) 質問事項の受付期間	令和8年4月6日(月)から4月13日(月)17時まで
(5) 質問事項の受付方法	電子メール(kouhou@town.osaka-misaki.lg.jp)
(6) 質問事項の回答日	令和8年4月16日(木)まで随時
(7) 質問事項の回答方法	岬町ホームページに掲載
(8) 提案書等の提出期間	令和8年4月20日(月)から4月24日(金)まで 9時から17時まで(ただし12時から13時までを除く)
(9) 提案書等の提出場所	岬町 まちづくり戦略室 企画政策推進担当 企画地方創生担当(持参または郵送受付)
(10) プレゼンテーション	実施しない
(11) 審査結果の通知日	令和8年5月13日(水)の予定
3 参加資格	
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。	
(2) 岬町から指名停止措置(入札参加停止措置)を受けていない者であること。	
(3) 岬町暴力団等の排除に関する条例(平成24年岬町条例第18号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当しない者であること。	
(4) 令和8・9・10年岬町物品・役務提供等入札参加資格者名簿「L印刷」又は「EE映画制作広告等」のいずれかに登録していること。	
(5) 本事業に関する知識、技術、ノウハウや、関連事業についての知見及び実績を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。	

4 担当

岬町 まちづくり戦略室 企画政策推進担当 企画地方創生担当 担当：多田、高山
大阪府泉南郡岬町深日2000番地の1
電話：072-492-2775 FAX：072-492-5814
メールアドレス：kouhou@town.osaka-misaki.lg.jp

5 その他事項

- (1) 受託事業者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し、本町の承諾を得ること。
- (2) 受託事業者は、本業務に関する文献等資料を収集し、十分な調査をすること。
- (3) 本町は、業務に必要な資料を所定の手続きによって貸与する。
- (4) 受託事業者は、業務の遂行に際し文献その他の資料を引用した場合には、その出典を報告書に明記すること。
- (5) 受託事業者は、本業務で調査収集した文献等資料を本町に提出すること。
- (6) 本業務に必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受託事業者の申請による。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項、又は業務遂行に関して疑義が生じた場合は、速やかに本町担当者と協議のうえ、その指示に従うこと。